

本巢市公示第 4 5 号

本巢市庁内電子決裁システム導入業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 7 月 2 0 日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名 | 本巢市庁内電子決裁システム導入業務 |
| (2) 業務内容 | 本巢市庁内電子決裁システム導入業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
ア) 構築期間：契約締結日から令和 6 年 3 月 2 1 日（木）
イ) 保守期間：運用開始日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火） |

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 本公告日において、本巢市契約規則（平成 16 年本巢市規則第 42 号）第 21 条第 2 項に基づいて調製した本巢市競争入札参加資格者名簿の物品・役務等に登録されていること。ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて、本巢市（物品・役務等）入札参加資格審査申請書を提出し資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本公告日から契約締結までの間において、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本巢市暴力団排除条例（平成 24 年本巢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、プライバシーマークの認定を受けている、又は、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得していること。
- (8) 同種事業者に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (9) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 提案するパッケージシステムにおいて、本市と同等規模（利用者数 400 名程度）以上の

導入実績を有すること。

3 手続き等

- (1) 本巢市庁内電子決裁システム導入業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

①配布場所

実施要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市公式ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。（<http://www.city.motosu.lg.jp/>）

- (2) 参加表明書等の提出

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること）

提出期限 令和5年8月3日（木） 午後5時まで

- (3) 企画提案書等の提出

(2)の参加資格審査後、企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること）

提出期限 令和5年8月22日（火） 午後5時まで

4 担当部署

本巢市企画部企画財政課企画政策係

所 在：〒501-1292

本巢市文殊324番地

電 話：0581-34-5024（直通）

FAX：0581-34-3273

メール：kikakuzaisei@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) その他詳細については、実施要領等によるものとする。